

令和6年2月

組合員のみなさまへ

総合ポイント制度の新制度導入に伴う制度の終了について

上伊那農業協同組合

日頃より当JAの各事業にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、組合員のみなさまのJAのご利用に応じてポイントを付与し、JAまごころ商品券と交換をさせていただく還元制度「総合ポイント制度」につきましては、令和6年度（令和6年3月）より新制度「事業分量配当」導入に伴い、終了させていただくこととなりました。

つきましては、次のとおりの対応をさせていただきますので、ご理解をお願い申し上げます。

- ・ポイント付与の取扱い：令和6年1月末の付与分まで
- ・総合ポイント制度終了日：**令和6年2月29日（木）**
- ・残存ポイントの取扱い：令和6年2月29日に1ポイント以上お持ちの組合員の方を対象に、1ポイント1円換算で令和6年3月29日（金）に出資配当金振込口座に振込みいたします。※登録口座を解約された場合は入金されず失効となります。

・「ポイント残高通知書」は、本年度は発行いたしません。なお、振込みの際は、該当の方に「JA上伊那総合ポイント精算のご案内」を発行いたします。（4月発行広報誌と合わせて配布を予定しております）

< 総合ポイント振込みの受け取りに伴う所得区分等について >

【個人のみなさま】

一時所得に該当し、所得税や住民税の課税対象となります。

ただし、一時所得は、所得金額の計算上、特別控除額50万円を控除することとされており、他の一時所得とされる所得との合計額が年間50万円を超えない限り、確定申告をする必要はありません。

【法人のみなさま】

雑所得に該当し、法人税の課税対象となります。

●新制度「事業分量配当」について

- ・新制度の開始予定：令和6年3月ご利用分より
- 新制度につきましては、6月発行の広報誌にてご案内をさせていただく予定です。